



25 建 第 287 号

平成25年10月 8日

一般社団法人

長崎県建設業協会の長 様

長崎県土木部建築課長



建築基準法等の法令遵守について（依頼）

皆様には、日頃より建築行政等の推進にご協力いただいておりますことに感謝申し上げます。

例年、建築行政においては、建築物の安全性の確保と良好な市街地形成に資することを目的として、全国的に10月11日からの1週間を違反建築防止週間とし、本県においても、各特定行政庁等のご協力のもと、啓発活動や違反是正等の各種取り組みを行うこととしております。

さて、建設業等関連及び建築行政関連に携わる皆様におかれましては、社会の規範としての姿勢を求められているなかで、関連する法令については遵守されているところと存じますが、今一度、自社の社屋等の建築物に関して、手続きの履歴等により関連する法令への適合性を確認されますよう貴団体会員の皆様に対しご指導いただきますようお願いいたします。

担当部署 土木部建築課審査指導班

TEL 095-894-3093

FAX 095-827-3367